

防災推進国民会議の当面の活動方針について（案）

平成27年9月17日
防災推進国民会議決定

1. 全体会議

議員が属する団体・機関の防災に関する取組に関する情報共有や政府（内閣府）との共催事業の成果報告、意見交換を行うため、毎年少なくとも1回、全体会議を開催する。

2. 防災に関する統一的な普及啓発資料の作成、普及

議員が属する団体・機関が統一的に利活用できる分かりやすい一般国民向けの防災に関する普及啓発資料を順次作成し、その普及を図る。

3. 政府（内閣府）の事業等への協力

政府（内閣府）その他の防災関係機関が実施する、全国規模の国民の防災意識の醸成・向上を図るための事業、活動等について、事業等の共催、周知（告知）協力、参加協力など、可能な範囲で積極的に協力する。

4. ウェブサイト「TEAM防災ジャパン」を通じた情報発信

内閣府の開設している防災に関する総合情報サイト「TEAM防災ジャパン」を通じて、議員が属する団体・機関の防災に関する取組について積極的に発信する。